（竹木の伐採及び植樹：第２７条）

１　河川の名称

　　　○級河川○○川水系○○川

２　行為の目的

　　　地域振興のため、既存の竹木を伐採し、桜の植樹を行う。

３　行為の場所及び行為に係る土地の面積

　　　○○市○○大字○○字○○番地先（○○川○岸）

○○○平方メートル

４　行為の内容

　　　伐採　竹木１００本

　　　植樹　ソメイヨシノ１００本

５　行為の方法

　　　別添「工事計画」参照

６　行為の期間

　　　自　令和元年○月○日

　　　至　令和元年○月○日

　　　　　（許可の日から○か月）

備考

　１　「（土地の形状変更、竹木の栽植、竹木の伐採）」の箇所には、該当するものを記載すること

　２　「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。

　　（１）土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さくは又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

　　（２）竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。

　３　「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。

　　（１）機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。

　　（２）行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

　４　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載

し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

　その他

・河川法第２７条では「政令で定める軽易な行為」については、許可を要しないものとしており、河川法施行令第１５条の４※でその行為が列挙されている。

・本条の対象は「河川区域内の土地」全てであり、河川法第２４条と異なり民有地も含まれるため注意すること。

・樹木の伐採・植樹については、平成１０年６月１９日付け建設省河治発第４４号で「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」で基準が定められているので、許可に際しては参照すること。

・堤防等の河川管理施設における植樹は樹木の成長により将来的に河川管理施設に重大な損害を与える恐れがあり、また、枯葉やゴミが堆積しがちになるため、植樹に起因するトラブルも多く散見される。上記通達においても「植樹の実施主体は、原則として地方公共団体又はこれに準ずる団体とし、当該地方公共団体等に維持管理されるものとする。民間団体等については、植樹した樹木が地方公共団体等に引き継がれること等によりその維持管理が確実に行われるものに限り認めること。」とされているため、許可に際しては十分に留意されたい。

・許可を要するのは、土地の形状を変更する行為、竹木の栽植及び竹木の伐採であるが、工作物の新築等のためには、一般的に土地の計除を変更する行為を伴うので、これらを一体として第２６条の許可の内容とし、あらためて本条の許可を受けることを要しない。

　・備考以下については留意事項であり、申請者に記載させる必要はない。

参考法令

河川法

（土地の掘削等の許可）

第二十七条　河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

２　高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一　前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二　盛土

三　土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四　竹木の栽植又は伐採

３　樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一　工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二　竹木の栽植

三　通常の管理行為で政令で定めるもの

４　河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議に応じてはならない。

５　河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

６　前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第五十八条の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合に準用する。

河川法施行規則

※（河川区域における土地の掘削等で許可を要しないもの）

第十五条の四　法第二十七条第一項ただし書の政令で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。

一　河川管理施設の敷地から十メートル（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以上離れた土地における耕耘うん

二　法第二十六条第一項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設（その設置について、法第八十七条若しくは第九十五条、河川法施行法第二十条第一項又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の許可があつたものとみなされるものを含む。）の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除

三　地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域（法第六条第一項第三号の堤外の土地の区域に限る。）として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採

四　前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

２　第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（土地の掘さく等の許可の申請）

第十六条　法第二十七条第一項の許可（水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の５）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺五万分の一の位置図

三　土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

四　土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

五　土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあつては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

七　土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

八　その他参考となるべき事項を記載した図書